

長期給付の算定基礎に係る特例についての留意事項等

3歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であった者が、共済組合に申出をしたときは、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の標準報酬の月額（従前標準報酬の月額）を下回る月については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、厚生年金給付における平均標準報酬額及び退職等年金給付における給付算定基礎額の計算の基礎となる標準報酬の月額とみなします。この特例は、育児休業等終了時改定だけでなく、定時決定や随時改定が行われた場合でも、当該決定・改定後の標準報酬月額が従前標準報酬の月額を下回っている場合に適用となります。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより将来の厚生年金保険給付や退職等年金給付が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額に対する適用はありません。

また、この特例を適用するために追加の掛金（保険料）の負担は必要ありません。

1 3歳未満の子を養育している場合の事務処理

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」に所属所長の証明を受けて、次の書類を添えて共済組合に提出する。

- ① 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本
- ② 当該子を養育することとなった日を証する書類（住民票等）

2 3歳未満の子を養育しないこととなった場合の事務処理

「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」(添付書類不要)に所属所長の証明を受けて、共済組合に提出する。

3 留意点

- ① 当該子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）において組合員でない場合にあっては、当該月前1年間以内における組合員（厚生年金保険にあっては被保険者を含む。）であった月のうち直近の月が基準月となります。（退職等年金給付に係る給付算定基礎額の計算の特例については、子を養育することとなった日の属する月の前月前1年間以内に組合員であった期間がなければ、この特例は受けられません。）
- ② 従前標準報酬の月額を下回る月は、当該申出が行われた日の属する月の前月にあっては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの2年間のうちにあるものに限りします。
- ③ 特例の期間は、子を養育することとなった日（厚生労働省令若しくは総務省令で定める事実が生じた日）の属する月から次のいずれかの事由に該当するに至った日の翌日の属する月の前月までとなります。
 - ア 当該子が3歳に達したとき。
 - イ 当該組合員若しくは当該組合員であった者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。

- ウ 当該子以外の子を養育することとなったときその他これに準ずるものとして厚生労働省令若しくは総務省令で定めるものが生じたとき。
- エ 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなったとき。
- オ 当該組合員が当該子以外の子について育児休業等を開始したとき。
- カ 当該組合員が当該子以外の子について産前産後休業を開始したとき。

(注1) 「養育することとなった日」とは、実子においては当該子の生年月日、養子においては養子縁組の成立した日をいいます。

(注2) 「厚生労働省令若しくは総務省令で定める事実が生じた日」とは、

- ① 3歳に満たない子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したこと。
- ② 育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと。
- ③ 当該子以外の子に係る厚生年金給付における平均標準報酬額及び退職等年金給付における給付算定基礎額の計算の基礎となる標準報酬の月額の特例を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したことをいいます。

◇ 3歳未満養育特例のイメージ

(一般的な育児休業・養育期間中の標準報酬月額等の例)

